

○かほく市明日のアスリート育成事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

告示第56号

(趣旨)

第1条 この告示は、かほく市の将来を担う子どもたちがスポーツを通して夢及び目標を持つことのすばらしさ及びそれに向かって努力することの大切さを学び、体験することを目的とした事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し補助金を交付することについて、かほく市補助金交付規則（平成16年かほく市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会教育関係団体 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体をいう。
- (2) 講師 事業の当該年度において満18歳以上の者であって、プロ、日本代表又は中学生以下の大会を除く全国大会に選手又は監督として出場し、おおむね3位以上の実績をもつものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助の対象となる事業者は、市内に拠点を置く社会教育関係団体のほか、市長が特に適当と認める団体とする。ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動若しくはこれらの団体の宣伝活動を行うもの又は公益を害するおそれのあるものについては、対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 講師を招聘し、講演会又は体験教室を行う事業であること。
- (2) 参加者が20人以上であり、市内の児童及び生徒が参加者全体の2分の1以上の事業であること。
- (3) 市内の施設を会場として活用する事業であること。
- (4) 営利を主たる目的としていない事業であること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、事業に要する経費のうち別表に定める補助対象経費から参加費その他の収入額を控除した額とし、1事業につき20万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じた

場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の制限）

第6条 同一団体への補助は、同一年度につき1事業とする。

（補助金の交付申請）

第7条 この告示の規定により補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、かほく市明日のアスリート育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、速やかに内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、かほく市明日のアスリート育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又はかほく市明日のアスリート育成事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更承認等の申請）

第9条 補助金の交付決定後、補助事業の内容に変更が生じた場合は、かほく市明日のアスリート育成事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定によりかほく市明日のアスリート育成事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書が提出されたときは、前条の規定を準用する。

（補助事業の経理等）

第10条 申請者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しなければならない。

（状況報告）

第11条 市長は、必要があると認める場合は、申請者に対し補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

（実績報告）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業終了後速やかに、事業の成果等を記載したかほく市明日のアスリート育成事業補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査の上、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、かほく市明日のアスリート育成事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、その額を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 1 4 条 補助金の請求は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にか
ほく市明日のアスリート育成事業補助金請求書(様式第 7 号)により行うものとする。
ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第 8
条の規定により補助金の交付決定通知をした後に、補助金交付決定額の 7 0 パーセン
ト以内の額を概算払により交付することができる。

(その他)

第 1 5 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

補助対象経費

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・会場使用料及び借上料 (スポーツ用具等の備品及び音響機器を含む)・バス借上料・講師又は司会者費用 (謝礼、旅費等)・講演会、体験教室等に用いる消耗品に係る経費・事務経費 (企画費、宣伝広告費及び当日運営人件費のうち 5 0, 0 0 0 円を限度とする額)・その他市長が必要かつ適当と認めるもの |
|---|